

日教庶第628号
令和7年(2025年)12月26日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 白石 高士
(公印省略)

令和7年度第10回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第15号により、下記のとおり令和7年度第10回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和8年(2026年)1月8日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室 (506会議室)

案件

議案

第38号 教育委員会職員人事について

第39号 日野市いじめ防止対策推進条例の提出について

請願

第7-11号 都教委の「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」のガイドライン等に、「モンスター教委・モンスター(副)校長らが生徒・保護者・一般教諭に高圧的であったり、パワハラを行ったりしてきている事実や、止めさせる方策」を明記させるよう求める等の請願

報告事項

第26号 令和7年第4回日野市議会定例会の報告

第27号 要綱の制定及び改廃の報告（令和7年10月～令和7年12月）

第28号 行政情報の公開請求

議案第38号

教育委員会職員人事について

上記議案を提出する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》
教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

非公開

議案第39号

日野市いじめ防止対策推進条例の提出について

上記議案を提出する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、条例を制定するものです。

非公開

非公開

非公開

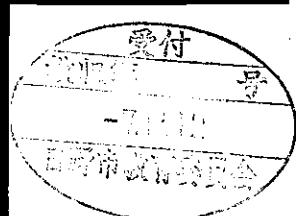
非公開

非公開

請願審査

請願番号	請願第7-11号
受付年月日	令和7年12月12日
件名	都教委の「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」のガイドライン等に、「モンスター教委・モンスター（副）校長らが生徒・保護者・一般教諭に高圧的であったり、パワハラを行ったりしてきている事実や、止めさせる方策」を明記させるよう求める等の請願
請願者住所氏名	

都教委の「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」のガイドライン等に、「モンスター教委・モンスター(副)校長らが生徒・保護者・一般教諭に高圧的であったり、パワハラを行ったりしてきている事実や、止めさせる方策」を明記させるよう求める等の請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願ひ等

都教育委員会の「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係る有識者会議」(座長は佐々木幸寿(こうじゅ)東京学芸大学理事・副学長)は、2025年12月2日(火)の第5回会合において学校向け『ガイドライン』を決定した。

後日PDFを添付しメールする月刊『紙の爆弾』2026年1月号、4頁建て記事の、

——「録音・弁護士・警察で対応」も～保護者を“カスハラ”扱いする、都教委ガイドライン案——

と題し、11月6日(木)の第4回会合までを詳細かつ批判的に取材した、教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事を、ご覧頂きたい。2025年5月9日(金)の第1回会合を詳細かつ批判的に取材した記事を基に(白石高士さんが日野に来られる前の)6月11日(水)、貴教委に請願を提出了した時点に比べ、『ガイドライン』の内容は、一層独善性・強権性を増してしまっている。

26年1月8日(木)午後の定例会で、白石高士教育長と4人の教育委員、宇田川裕美さん・前田健太さんを中心とする指導系が、〔1〕『ガイドライン』のダメな内容を直視し改善を提言する後掲の「2」の各項を読み込んで頂き、教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのようではない、具体的な内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂くとともに、〔2〕本市の全教職員(校長を含む)に、本請願の内容を、下線部を中心に周知等して頂きたい((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい)。更に、〔3〕月刊『紙の爆弾』26

年1月号の記事を、本市の全教職員(校長を含む)に周知等して頂きたい。そして〔4〕以下の請願事項に沿った意見書を、都教委と文科省(松本洋平大臣(53歳)と武藤久慶(ひさよし)教育課程課長)にも出して頂きたい。

なお、「2」の各項で分析・批判する対象は、第4回会合時点の都教委ガイドライン骨子案(以下、骨子案)とさせて戴く(内容は『ガイドライン』とほぼ同内容なので)。

2 具体的事実と請願(提言)、分析事項

2-1 『紙の爆弾』2026年1月号97頁にある通り、都教委ガイドライン骨子案(以下、骨子案)は、都庁産業労働局の「カスハラの防止に関する指針」の「行為の類型例」が、

——身体的な攻撃・精神的攻撃・威圧的な言動
・土下座要求・執拗な言動・拘束する行動・差別的な言動・性的な言動・個人への攻撃や嫌がらせ——

を列挙しているのを、そのまま引用している(「社会的通念を超える要望等」に対する「新しいルール作り、学校向けのガイドライン作成が必要だ」との主張を補強する目的がある、と考えられる)。

この斜体字の各事案が東京の公立小中高校等で起きた件数を、(遡れる年度で、)各事案ごと・年度ごとに(もし校種ごと、区部・多摩地区等地域ごとのデータもあれば、それも)、速やかに出すよう、都教委に要求して頂きたい。

2-2 斜体字の各事案のうち「身体的な攻撃・土下座要求」等の犯罪(的)行為は、飲食店等で発生するものが多く、学校での発生は、マスコミ報道等で見る限り5月8日の立川3小の事件等、ごく少数でなのではないか。こういう事件になるとマスコミ報道があるはずなので、立川3小以外の「身体的な攻撃・土下座要求」等の犯罪(的)行為で都教委がつかんでいる事案があれば、「2-1」の回答の際、発生・対応の年月日を含め、具体的データを速やかに出すよう都教委に要求して頂ければ幸いです。

※ 25年12月8日(月)の『日本教育新聞』3面は、「保護者のクレームで適応障害 相談窓口設置を訴え 富山県教組」と題し、「富山県教組は11月28日、県内の小学校に勤務する50代の女性教員が保護者からの過剰な要求により適応障害を発症し、地方公務員災害補償基金から公務災害に認定されたと発表した」と報じている。

2-3 確かに立川3小の事件のような「身体的な攻撃・土下座要求」等の犯罪(的)行為は学校ではもちろん、他の業界でもあってはならない

いが、こういう犯罪(的)行為をわざわざ前面に出すことにより、『紙の爆弾』26年1月号98頁・99頁にある、

——× “第2回都立高校生等によるボランティア・サミット”なるイベント等で飾る(都教委の見栄の)ため、オリンピック参加国・地域の“国旗等を模した巨大な千羽鶴”的製作・提出を強制
× 異常な“君が代”起立・ピアノ伴奏強制問題
× “自衛隊連携宿泊防災訓練”に生徒を参加させる事案(都教委や校長が引率した生徒は、自衛隊員の号令下の行進訓練実施や、鉄帽・戦闘服・自動小銃で武装した隊員の突撃シーンの写真を見せられる)——

等、「モンスター都教委・モンスター校長が押しかけてくる政治色濃い事案に対し、ノーの声を上げ話し合いを求めたり行動したりする生徒・保護者・一般(ヒラ)教諭までも、「モンスターだ」と世間に印象付け、更に「君たちは都教委・校長の政策ややり方にノーの声を上げず、素直に従え」と無理強いする意図が、都教委にはあるのではないか。

2-4 A『紙の爆弾』26年1月号98頁は、
——5月9日の第1回会合では、「教員と保護者はパートナーという原則をもって対応し、多くの事案は対話的に解決されている。学校・保護者・地域が対話をしながら理解し合い、信頼関係を築くことが大切だ。子どもを中心と考える視点が何よりも大切」「保護者等との良好な関係づくりの議論が、結果として学校現場の安全を保障することにつながるのではないか」等、都教委の保護者への「ゼロ・トランジス」的な思想・姿勢とは反対の意見がちゃんと出ている。

と記述。

B『紙の爆弾』26年1月号99頁は、
——8月29日の第3回有識者会議では、「保護者と学校側のコミュニケーションの不足」の解消を求めたり、「十分な情報共有や相互理解を深めていくことの大切さ」を訴えたりする意見が出ている。都教委はこういう協調的な意見をもっと取り入れ、骨子案の保護者に対する“喧嘩腰”的主張を大幅に修正・削除するべきだ。——

と記述している。

前記「2-3」の、
× オリ参加国・地域の“国旗等を模した巨大な千羽鶴”的製作・提出を強制
——等、3悪例のように、「モンスター都教委・モンスター校長が押しかけてくる政治色濃い事案に対し、保護者や生徒が教委や(副)校長と話し合ったり交渉したりする場は、A・Bのように「対話」をする中で、「理解し合」うところには行かなくても、一定の「信頼関係を築」き、「相互理解を深めていくこと」を実行している。

都教委が14年11月26~28日、都立大島高校2年生35人中16人(この数字を作り出した都教委指導部と当時の大塚健一校長は特活の指導要領違反)を“自衛隊連携宿泊防災訓練”に参加させた事案での、生活者ネットの小松久子都議や共産党的里吉ゆみ都議、種田和敏弁護士との話し合いの際、先に席を立って消えてしまったのは、モンスター都教委の藤井大輔課長(教育監を定年退職後、明海大学教授に“天下り”)だった。

オリパラ教育・“君が代”・“自衛隊連携宿泊防災訓練”問題での保護者・市民たちが教委と話し合う時の態様は、都庁産業労働局の「カスハラの防止に関する指針」の「行為の類型例」には全く入らない。「一步でも前進し解決する」よう、真摯に取り組んでいるのだ。

よって、都教委が骨子案で、(ごく僅かなモンスターペアレントが対象であるはずの)「録音・弁護士・警察で対応も」と、脅迫的な記述をしているのは、本文でなく「備考や注」の欄で控えめに記述する等、改善するべきだ。

2-5 都教委の矢野克典人事企画担当部長や松永武志勤労課長らは、第5回会合で「別添、保護者の皆様に」と題し、「7 不当・違法な行為等が認められた場合等は、直ちに面談等を中止し、学校から退去していただくことや、対応に連絡することがあります」と書すような紙切れを配付したが、この紙切れを各学校で配ると、多くの保護者は不快に感じると思う。よってこの紙切れは大量印刷前に喧嘩腰の文言は削除し、例えば「校長ら学校側も、保護者側も、児童生徒のために冷静に話し合いましょう」という文言に変更するべきだ。

2-6 「2-3」「2-4」でも触れた、
× オリ参加国・地域の“国旗等を模した巨大な千羽鶴”的製作・提出を強制
は、『紙の爆弾』26年1月号98~99頁に出ている通り、

——モンスター都教委の佐藤聖一高校教育指導課長(当時)らは19年11月9日、千代田区の東京国際フォーラムで開催した“第2回都立高校生等によるボランティア・サミット”なるイベント等で飾るため、全日制の全都立高校に対し、一方的に“担当国”を割り当てし、東京五輪への全参加国・地域の“国旗等を模した巨大な千羽鶴”を作成し提出するよう強制。鶴五〇〇羽を折り、ビーズを通した糸でつなぐ大作業——
だ。かかる愚行に対し、生徒を引率したある教員が次のように、都教委に真っ向反論する意見を出した。

「働き方改革が問われている現在において、真っ先になくすべきイベントだ。千羽鶴も、現場

に多大な負担であった。常軌を逸している（傍線は筆者。以下、同）。お金と時間の無駄遣いである本イベントは、廃止すべきです。」

モンスター都教委は、自らの政策に批判的な
こういう教員こそ、三顧の礼をもって有識者会
議の委員に迎え入れ、ヒアリングさせてもらう
べきではないか。

2-7 「2-6」の事案で、モンスター校長らがこのモンスター都教委の押し付けを拒否せず、教員たちに製作を無理強いした。

都教委や区市町村教委、校長らの権限強化という、上意下達・ピラミッド型の学校組織作り（教委→校長→副校長→主幹教諭→主任教諭→教諭という上下関係のもと、職員会議が伝達機関に成り下がり、教員たちがノーの意見を言えない体制）に問題があるのではないか？

2-8 「2-3」「2-4」「2-6」で触れた、都立高校生の千羽鶴製作については、『紙の爆弾』2020年10月号が、

——広島・長崎や沖縄への修学旅行等で寄贈することがある。これについて社会科教育を専門とする高嶋伸欣（のぶよし）琉球大名誉教授は二〇〇〇年頃、「千羽鶴の由来と結び付かない沖縄の戦跡に、高校生が授業時間を潰してまで作って持ってくることに疑問がある。広島・長崎の場合も高校生であれば、千羽鶴作りの時間を別の事前学習（調査・研究等）で効果的に使うべきだ」と、埼玉県の公立女子高校の事前学習の講演で指摘したことがある（ただし、小学生の千羽鶴作りは、平和教育等の動機付けに役立つと述べている）。——

と、批判的に報じている。

一定数が18歳の成人年齢になっている高校生に、（広島・長崎・沖縄ではない）オリパラ教育の一環ではあるけれど、単調作業かつ時間のかかる千羽鶴作りを、全都立高校（全日制）に指示した当時の佐藤聖一・高指課長らや、その指示を拒否せず、教員たちに製作を無理強いした校長らは、モンスター都教委・モンスター校長なのではないのか？『紙の爆弾』2026年1月号98頁に引用してある1人の教員が「（モンスター都教委は）常軌を逸している」と明記している事実も踏まえ、改心するよう都教委を指導して頂きたい。

また、本市の「米国による広島・長崎への原爆投下」等の平和教育においては、（発達段階から言って、動機付けとして有効な小学生はともかく、）中学生にもなって千羽鶴作りさせる時間の無駄遣いはしないで、貴重な時間は「広島・長崎への原爆投下に至るまでの旧日本軍による無謀な戦争の実態」「自らの地位保全のため、無条件降伏受け入れを遅らせ、被爆者を生み出し

てしまった昭和天皇・裕仁氏の戦争責任」等を主体的に探究し考える時間の方に有効活用して頂きたい。

2-9 「2-3」～「2-7」で述べた通り、『紙の爆弾』2026年1月号98頁・99頁にある、オリパラ教育・“君が代”・“自衛隊連携宿泊防災訓練”問題での、モンスター都教委・モンスター校長らによる生徒・保護者・市民・一般教諭たちへのパワハラや強権発動は目に余るものがある。

このため、第4回会合閉会後の夜7時30分からの記者レクでは、記者が「異常な“君が代”強制問題等で、モンスター都教委・モンスター校長が、嫌がっている生徒の保護者や教員にも強制してくるパワハラの実態」を追及した。これに対し、都教委人事部の由井彬（あきら）教職員支援担当課長は「今回はカスハラを問題にしており、パワハラは別（の部署で対応する問題）だ」という回答に終始した。

しかし「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくり」というなら、ごく一部に見られるカスハラだけでなく、かなり多いパワハラも会議の中で扱い、モンスター都教委（区市町村教委）・モンスター校長対策のガイドラインを作らなければならないのではないか。さもなければ、東京の学校教育は偏ったものになってしまい、「より良好な関係づくり」はできない。

2-10 モンスター都教委（区市町村教委）・モンスター校長対が実在する事実は、6月11日（水）、貴教委に出した請願で詳述した通り、都教委が5月9日開催した第1回会合で、配付した全61頁の「資料3-2」の中で、注目すべきデータを明記している。以下に再掲する。

↓
「令和5年度、家庭・地域から都教育相談センター内の学校問題解決サポートセンターへの主な意見・要望・相談全1238件」の内訳を示す円グラフは、「管理職の言動12%、教委言動3%」だと明記している。【45頁】

この円グラフでは、保護者や地域住民が「その言説に問題あり」とする対象の筆頭は教職員の40%だが、それより格段に接する機会の少ない管理職（東京は一部大規模校や中高一貫校、特支校等以外は校長と副校長の二名体制）で、「管理職の言説に問題あり」が12%という数は、モンスター校長はかなり多い、ということになる。

さらに、教職員や管理職なら、子どもの通う学校で（授業参観や保護者会、学校行事、PTA総会等で）接する機会があるが、ほとんど会わないはずの「（都庁や区市役所等で勤務している）教委職員の言動に問題あり」とする保護者や地域住民が3%もいるということは、モンスター教委職員（教育長や指導課長・指導主事等）が少なからずいるという事実の証左である。

報告事項第26号

令和7年第4回日野市議会定例会の報告

のことについて、次のとおり報告する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

令和7年 第4回日野市議会定例会の報告

1. 会期 11月28日（金）～12月16日（火） 19日間

2. 一般質問 質問者 19名（うち教育委員会関係10名）
質問件数 41件（うち教育委員会関係10件）

3. 議案 市長提出議案 45件（教育委員会に関するもの 4件）
議員提出議案 3件（教育委員会に関するもの 0件）

《市長提出議案》

（1）日野市奨学金条例を廃止する条例の制定について（可決）

（2）令和7年度日野市一般会計補正予算（第5号）（可決）

	（一般会計）	（うち教育費）
補正総額（歳入歳出）	1,765,253千円	100,294千円
予算総額（歳入歳出）	83,934,965千円	10,805,243千円

（3）日野市小中学校学習用端末の買入れについて（可決）

（4）学校における事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定について（可決）

4. 請願 2件（教育委員会に関するもの 0件）

報告事項第27号

要綱の制定及び改廃の報告（令和7年10月～令和7年12月）

のことについて、次のとおり報告する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

要綱制定改廃一覧
 (～令和7年12月31日制定・改廃分)

NO	要綱の名称	適用日	制定・改廃の理由
1	日野市学校給食代替者補助金交付要綱	令和7年4月1日	<p>この要綱は、学校給食の代替として弁当等を持参する者の保護者に対し、日野市学校給食代替者補助金を交付するにあたり、必要な事項を定めたものです。</p> <p>公平を図るとする補助金交付要綱の廃止及び新規制定、また補助対象者の明確にするため、要綱の一部を改正する要綱を制定します。</p> <p>要綱は令和7年11月4日から施行し、適用は令和7年4月1日からとなります。</p>
2	日野市学校給食（食材）費補助金交付要綱	令和7年10月1日	<p>この要綱は、物価高騰による影響等を軽減し、もって、安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食の提供及び保護者等の負担軽減に資することを目的に制定いたします。</p>
3	日野宿本陣・日野宿本陣上段の間及び御前の間保存・活用計画策定委員会設置要綱	令和7年10月1日	<p>日野市指定文化財である「日野宿本陣」および「日野宿本陣上段の間および御前の間」の保存活用計画を策定するため。</p>
4	あさひがおか幼稚園協議会に関する要綱を廃止する要綱	令和8年3月31日	<p>本要綱は、両園の保護者・保育者・行政が一体となって協議し、あさひがおか保育園と第七幼稚園を幼稚園として共通カリキュラムを実施することを目的に、平成16年11月20日に制定されました。</p> <p>近年では、保護者参加の行事が実質的に活動できなくなったりや、家庭環境や働き方の変化から、協議会役員選出が困難となっていることが挙げられており、保護者からは協議会活動自体については、解散も含めた見直しの検討が求められてきました。</p> <p>また、令和7年3月に策定された「日野市子育て支援施設個別施設計画」においては、これまでの幼稚園の取組から、両園の認定こども園化も検討の選択肢として位置づけられています。</p> <p>以上のことから、協議会は一定の役割を終えたものと判断出来るため、要綱の廃止及び協議会を解散することといたします。</p> <p>なお、園児同士の交流活動は今後も継続するものです。</p>

報告事項第28号

行政情報の公開請求

のことについて、次のとおり報告する。

令和8年1月8日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	12月10日	12月22日	令和6年5月1日～令和6年5月15日までの百草食品が製作した日野市の中学校の全ての請求書及び検収票	全部公開 および 部分公開